



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子  
 〒520-0044  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp  
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

## 日行連と近畿地方協議会の現況

滋賀県行政書士会 副会長 磯田 周治

平成19年12月3日・4日、京都府行政書士会主催の日本行政書士会連合会(以下日行連)と近畿地方協議会との連絡会議が開催され、出席したその結果を感想をつけて報告します。

日行連は政府と難しい政治折衝をされているご苦労は一定理解しますが、そのことが全会員にどれだけ周知され理解されているのか疑問であります。また、日行連では近畿地方協議会の空気をどれだけ把握され、日行連の運営に反映されているのか、問いたい気持ちもあります。

近畿の各単位会が活動されている実態の説明、ご苦労は良く理解できましたし、非常に参考になりました。なかでも未納会員に対する会費の徴収活動(裁判)には敬意を表します。

当日の諸問題の議題・意見交換等について、紙面の都合によりタイトルと、主な協議概要について報告をします。

- (1) 行政書士法の改正について
- (2) 法務省ADR認証申請等に係る取組について
- (3) パンフレットの表記等に関する申入書について
- (4) 規制改革等・民間開放推進への要望事項について
- (5) 中央研修所規則の施行(昨年4月1日)について
- (6) 戸籍法の一部改正について
- (7) 行政書士電子証明書について
- (8) 各単位会の意見及び情報交換について

以上の協議及び意見交換の中から、特に感じたことを記述します。

\*行政書士法改正の推進については、全国的規模の取り組みが非常に重要であり、国会議員に対し日ごろ陳情活動をする意識・行動も必要であります。このことから広報の徹底が重要でありましょう。

今回の一部改正する法律「聴聞又は弁明の機会の付与等の手続代理等」は、第168回国会に上程され、平成20年1月9日の参議院本会議において可決成立されました。

\*昨年4月1日に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が施行され、昨年7月6日にADR機関第1号として、「日本スポーツ仲裁機構」が認証されました。その後「大阪弁護士会(民事紛争処理センター)」と「財団法人家電製品協会」などが認証されました。

日行連も推移を見極めております。滋賀会も鋭意組織化を図り真剣な取り組みを始めています。

\*日行連より、日行連のパンフレットの表記に関して、「取り扱い業務の説明文が国民に誤解を与えかねない」と改善を求められ、「Gyouseisyoshi Lawyer」

と「法律家」を含む表現の使用を今後差し控えてほしいとする申し入れがありました。日行連もこのことについて、説明(回答)を重ねているようですが日行連は再度検討されたいとのことであり、決着はついていないようであります。

- \*中央研修所は昨年4月1日スタートしましたが、体制づくりや事業執行に向けた具体的な検討が遅れているようです。取り急ぎ単位会と連携する既存研修を整理し、「本年度の研修事業の留意点について」を発信し実施に向けて進められているようです。
- \*昨年4月に戸籍法の一部改正が成立しました。主な改正点は、個人情報保護を保護する観点から、戸籍の公開制度の見直しと、当該請求する者の本人確認及び不正に交付を受けた者への処罰等の整備がされました。

協議議題のほか私の個人的な意見を記述します。

- ・行政書士として日頃の業務活動をする中で、社会的認知を高めるために広報月間等の活動を真剣に考えなければなりません。
- ・会費未納者の問題であります。その対応について訴訟を起こし真剣に取り組まれている単位会があります。滋賀会においても同様の姿勢で取り組む必要を強く感じています。
- ・各業務について、業務ごとに専門的な研究・研修グループ(集い)を組織化し継続することにより業務の実効性のあるグループ作りの必要性を強く感じています。過去に交通事故損害賠償の業務について任意の勉強グループを続けた経験があります。参加者は日々研鑽し能力担保ができ滋賀会の交通事故部会部会員はグループ参加者が活躍しているのも現状です。
- ・行政庁は人事異動の時期ですが、職員が異動すれば対応が変わる経験があります。このようなときでも自信を持って行政に相対する姿勢も重要であると痛感します。

